資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
阿部　俊子	衆議院議員	あべ俊子政策研究会	東京都千代田区永田町二―二―一	阿部　俊子	二六、一〇、一
大久保三代	衆議院議員	大久保三代連合後援会	東京都千代田区永田町二―二―一	大久保三代	二六、一一、一一
藤澤　愛子	豊島区議会議員	としまの絆を深める会	東京都豊島区南長崎二―一六―一〇	藤澤　愛子	二六、一〇、二二

○総務省告示第四百四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
岡田　康裕	加古川市長	岡田康裕を支援する会	公職の種類	加古川市長	衆議院議員
原田　義昭	衆議院議員	２１世紀政経会	主たる事務所の所在地	神奈川県秦野市萩が丘一―三〇	東京都千代田区永田町二―一七―五
村岡　敏英	衆議院議員	村岡敏英後援会	政治団体の名称	村岡敏英後援会	秋英会

○総務省告示第四百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十五日

総務大臣　山本　早苗

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
阿部　俊子	衆議院議員	あべ俊子後援会	岡山県津山市川崎一六二―五	阿部　俊子	二六、一〇、二二

(二)　法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
小山日奈子	世田谷区議会議員	小山ひな子を育てる会	東京都世田谷区深沢五―四―一二	小山日奈子	二六、一一、一二

○厚生労働省告示第四百九十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第1のDの食肉製品の目の1の(2)の2.に次のように加える。

d　リステリア・モノサイトゲネスが、検体1gにつき100以下でなければならない。

○農林水産省告示第二千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字狢乙二三五三、乙二三五五、乙二三六三、乙二三七二、乙二三七四から乙二三七七まで、乙二三七九、乙二三八一、乙二三八二の二、乙二三八四、乙二三八六、乙二三八九、乙二三九一、乙二三九四、乙二三九八、字小中尾平乙二四二六、字皿屋南谷乙二五一九の一、乙二五一九の三、字岩原乙二六〇一の一、乙二六一〇、字川棚越乙二六二一の二、乙二六三〇、乙二六四一、乙二六四五から乙二六四七まで、乙二六四九、乙二六五一、乙二六五五の一、乙二六六六、乙二六八二、乙二六八三の一、乙二六八六、字長野乙二七二二の一、乙二七二四、乙二七三八、乙二七三九の一、字影谷乙二七八八、乙二七九〇、乙二七九一、乙二七九五、乙二七九六、乙二八〇〇、乙二八〇七、乙二八一八、乙二八二〇から乙二八二三まで、字彼杵越乙二八二七、乙二八二八、乙二八三三、乙二八四六の一、乙二八四九、乙二八五一の一、乙二八五一の二、乙二八五六の一、乙二八五七、乙二八五九の一、乙二八五九の二、字菅田乙三〇〇七

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字狩立乙一六四八、乙一六四九、字古田乙一六六四の三、乙一七一一、乙一七一四、乙一七一五の三、乙一七二四、字皿屋谷乙一七三一の一、乙一七三一の二、乙一七三一の五の二、乙一七三六の二、乙一七三六の三、乙一七三七の一、乙一七三七の二、乙一七三九、乙一七四五、乙一七四六の一、乙一七五九の四、乙一七九一の一、乙一七九二の二、字小中尾乙二二五二、乙二二五五の二、乙二二八一、乙二二八五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町大時字川奥三四一・三四二・三四五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三四三、三四四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）